

居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和 8 年 5 月 1 日 現在 〉

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-574-1237 (9時から18時まで)

担 当 福地 良恵 中野 やよい 黒澤 康仁 鈴木 陽子

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 指定居宅介護支援事業所ふじさわ苑の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常サービス提供の地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ふじさわ苑
所在地	埼玉県深谷市人見2028番地3
介護保険事業所番号	居宅介護支援 1174600252
管理者の氏名	福地 良恵
通常の事業の実施地域	深谷市 ・ 寄居町

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務の内容
管 理 者	1 名	名	サービスの管理全般 介護支援専門員兼務
介護支援専門員	2 名	1 名	サービスの計画の立案・管理等
事 務 職 員	名	名	一般事務・料金請求等

(3) 営業時間

平 日	9 時 ～ 1 8 時
-----	-------------

上記の時間以外は下記の番号で受付いたします。

048-571-1230(特別養護老人ホームふじさわ苑)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者が居宅介護支援を依頼されますと、介護支援専門員が訪問します。
- ② 利用者と事業者で居宅介護支援の契約を結びます。
- ③ 利用者の希望を聞きながら介護支援専門員が居宅サービス計画を作成します。
- ④ 利用者は居宅サービス計画に基づいてサービスを受けます。
- ⑤ 介護支援専門員はサービスが計画どおり実施されているか管理します。

4 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

※地域区分別 1単位当たりの単価10.21円（7級地）

居宅介護支援費(Ⅰ)（要介護1・2） 介護支援専門員1人当たりの取扱件数45件未満の場合	11,088円	（要介護3・4・5）	14,406円
居宅介護支援費(Ⅱ)（要介護1・2） 介護支援専門員1人当たりの取扱件数45件以上の場合、45件以上60件未満の部分	5,554円	（要介護3・4・5）	7,187円
居宅介護支援費(Ⅲ)（要介護1・2） 介護支援専門員1人当たりの取扱件数45件以上の場合、60件以上の部分	3,328円	（要介護3・4・5）	4,308円

(2) 加算料金等

要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます。

※地域区分別 1単位当たりの単価10.21円（7級地）

初回加算	3,063円
新規に居宅サービス計画を作成した場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2段階以上変更となった場合に算定。	
入院時情報連携加算	（Ⅰ）入院当日及び入院日以前 2,552円 （Ⅱ）入院日の翌日・翌々日 2,042円 * 営業日・時間の関係で特例あり 病院等に入院するにあたり病院職員に対して必要な情報を提供した場合に算定。
退院・退所加算	（Ⅰ）イ 4,594円 （Ⅱ）イ 6,126円 カンファレンス参加有の場合 （Ⅰ）ロ 6,126円 （Ⅱ）ロ 7,657円 （Ⅲ） 9,189円 退院・退所に当たって、病院・施設等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に算定。
通院時情報連携加算	510円 利用者の診察に同席し、医師又は歯科医師に必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円 病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。

特定事業所加算(Ⅰ) 5,298円 (Ⅱ) 4,298円 (Ⅲ) 3,297円 (A) 1,163円 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定(1月につき)。
特定事業所医療介護連携加算 1,276円 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定(1月につき)。
ターミナルケアマネジメント加算 4,084円 在宅で死亡した利用者に対し24時間連絡体制を整備し、必要に応じ居宅介護支援を提供した場合に算定。
処遇改善加算 21/1000 介護職員の処遇改善を目的に、厚生労働大臣が定める要件を満たす場合に算定。 所定単位数の21/1000を乗じる(1月につき)。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をご負担していただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満 200円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロ以上 500円

(4) 解約料

お客様は、いつでも契約を解消することができ、一切料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合…入所した日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合…要支援又は非該当(自立)となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合…死亡日の翌日

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

7 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村等、居宅支援事業者及び居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を計り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 居宅サービス計画に位置付ける事業者の選定にあたり、複数の居宅サービス事業者等を紹介すること、選定理由の説明を求めることができます。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業所に偏ることがないように公正中立に行い、以下について説明を行います。
 - ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

- ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合。
- (5) 利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
 - (6) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
 - (7) 介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

8 感染症への対応について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 福地 良恵
-------------	-----------

- (4) サービス提供中に当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

11 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村等、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記窓口で承ります。

○ 苦情受付窓口 (受付時間 9時～18時)

担当者 島崎 保 電話番号 048-571-1230

② その他

大里広域市町村圏組合介護保険課	電話番号	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号	048-824-2568
深谷市役所長寿福祉課	電話番号	048-574-8544
寄居町役場福祉課	電話番号	048-581-7718